

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称  
水戸市使用料等審議会
- 2 開催日時  
平成28年8月24日(水) 午前10時00分から午前11時30分まで
- 3 開催場所  
水戸市役所南側臨時庁舎2階農業委員会室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 水戸市使用料等審議会委員  
後藤斌, 田所信子, 外岡明子, 高畑健兒, 佐藤平八郎, 木内令子, 大津順一郎,  
高島和子, 根本順一, 永井教子, 中村眞一, 栗原庸子, 砂金祐年, 比佐敬
  - (2) 執行機関  
水戸市長 高橋靖, 財務部長 園部孝雄, 財政課長 梅澤正樹,  
財政課課長補佐 佐藤直明, 財政課財政係長 大谷俊, 財政課財政係係員 宮川善行
- 5 議題及び公開・非公開の別  
水戸市使用料等の額の算定及び改定について(諮問), 会長選出, 平成27年度答申の改定状況の報告, 審議会の今後の進め方の決定等  
(公開)
- 6 非公開の理由  
適用なし
- 7 傍聴人の数(公開した場合に限る。)  
0人
- 8 会議資料の名称  
諮問書(写), 水戸市使用料等審議会条例, 水戸市使用料等審議会委員名簿, 平成27年度答申に基づく使用料の改定状況について(資料1), 平成28年度水戸市使用料等審議会日程(案)(資料2), 使用料及び手数料の受益者負担適正化の検討方法について(資料3), 受益者負担適正化の検討の観点について(資料4), 使用料及び手数料一覧(資料5), 使用料調書(資料6), 手数料調書(資料7), 過去の審議会答申に基づく改定状況(資料8)
- 9 発言の内容  
別紙のとおり

## 別 紙

執行機関 本日は、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。  
定刻となりましたので、ただ今から、使用料等審議会を始めさせていただきます。  
本日の出席委員は、現在のところ13名でございますので、定足数に達しております。  
なお、\_\_\_様は御都合により、欠席との連絡がございました。また、\_\_\_様は、所用のため少し遅れる旨、連絡がございました。  
初めに、\_\_\_会長が、この3月に常磐大学を定年により退職され、当審議会の委員につきましても辞職されたことを御報告いたします。  
つきましては、新たに常磐大学コミュニティ振興学部地域政策学科准教授の\_\_\_様に、委員の委嘱を行うものであります。  
それでは、市長より委嘱状の交付をいたしますので、\_\_\_様、前にお願ひします。

(市長より委嘱状を交付)

執行機関 ありがとうございます。次に、高橋市長より諮問書の交付をさせていただきます。  
委員の皆様を代表されまして、\_\_\_副会長に諮問書の受理をお願いいたします。

(市長より諮問書を交付)

執行機関 続きまして、高橋市長から御挨拶を申し上げます。  
高橋市長、よろしくお願ひいたします。

市 長 本日は、大変お忙しい中、水戸市使用料等審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。  
委員の皆様方におかれましては、本市の行政運営に多大なる御支援と御協力を頂いておりますことを、この場をお借りしまして、厚く御礼と感謝を申し上げる次第であります。  
また、昨年度は、下水道と農業集落排水の使用料という市民生活に密接に関わる料金について、活発かつ真摯な御審議を頂き、非常に建設的な答申を頂きましたことにつきまして、重ねて御礼を申し上げます。  
おかげさまをもちまして、この2つの使用料につきましては、昨年12月の市議会定例会で議会の議決を頂き、本年4月に料金改定を実施させていただいたところであります。  
この改定に当たりましては、委員の皆様方には大変申し訳ないことではあります、答申の改定率からは、引き下げをした改定率とさせていただいたところであります。  
このことにつきましては、既に御通知申し上げたところでありますが、様々な社会経済情勢や市民生活に与える影響を慎重に考慮するとともに、議会から頂いた様々な御意見なども踏まえ、決断したところでありますので、御理解をお願いいたします。  
市政を預かる立場としまして、大変重い判断でありましたが、料金改定について市民の皆様へ御理解をいただければ幸いですよう、説明責任と情報公開を今後もしっかり果たし

てまいります。

さて、本年度の使用料等の審議につきましては、先ほど諮問させていただいたとおり、下水道と農業集落排水を除くものについての検討をお願いするものであります。

御存知のとおり、少子高齢化の進行、人口減少社会の本格的な到来により、地方財政運営を取り巻く状況は非常に難しい時代を迎えております。

このような状況の中、全ての市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを実現していくためには、将来にわたり、しっかりと安定した行政サービスを市民の皆様を提供できるよう、中長期的な視点に立って持続可能な財政運営の確立を図るとともに、市民から信頼される公平・公正な行政運営を進めていかなければなりません。

そのためには、たるみなく行財政改革に取り組み、行政として最大限の努力をすることはもちろんであります。税負担で公共が担うべき部分、そして行政サービスの受益者に負担を求める部分、その双方についてしっかりと議論し、受益者負担の適正化と住民負担の公平性の確保に努めることが、極めて重要であると考えております。

非常に難しい課題を皆様に投げかけることとなりますが、これまで培ってきた様々な御経験を踏まえ、それぞれのお立場からきたんのない御意見を頂き、水戸市がより良いまちになるよう御協力いただくことをお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

これから、また大変お世話になりますが、よろしく願いいたします。

執行機関 ありがとうございます。

諮問書につきましては、皆様のお手元に写しをお配りしておりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、市長は公務のため、以上を持ちまして退席させていただきますので、御了承願います。

(市長退席)

執行機関 それでは、改めまして、新たに\_\_\_委員が委員に御就任されましたので、\_\_\_委員より自己紹介をお願いしたいと存じます。

(\_\_\_委員 自己紹介)

執行機関 ありがとうございます。

続きまして、委員の皆様方にも、今年度初めて御参会いただいたところでありますので、改めて自己紹介をお願いしたいと存じます。

申し訳ありませんが、\_\_\_委員より順番をお願いいたします。

(各委員順に自己紹介)

執行機関 ありがとうございます。

続きまして、事務局職員を紹介申し上げます。

(財務部長から順に事務局職員自己紹介)

執行機関 それでは、議事に入ります。  
現在、会長が不在となっておりますので、水戸市使用料等審議会条例の規定に基づき、  
\_\_\_\_副会長に進行をお願いしたいと存じます。  
\_\_\_\_副会長、よろしくお願いします。

(副会長、前に席移動)

副会長 それでは、議事を進めることといたします。  
最初に、\_\_\_\_会長が辞職されましたので、新たな会長の選出を行いたいと存じます。  
委員の皆様にお諮りいたします。会長選出についてはいかがいたしましょうか。

委員 (事務局に一任の声)

執行機関 事務局に一任との御意見を頂きましたので、誠にせんえつではありますが、事務局  
案を申し述べさせていただきます。  
事務局といたしましては、\_\_\_\_委員に会長をお願いしたいと考えておりますが、い  
かがでしょうか。

委員 異議なし

副会長 それでは、事務局案につきまして御異議なしと認め、会長は\_\_\_\_委員をお願いいた  
します。\_\_\_\_委員、前の席をお願いいたします。

(会長、前に席移動)

それでは、ここからの議事進行は、\_\_\_\_会長をお願いいたします。

会長 ただ今会長に選出されました常磐大学の\_\_\_\_でございます。  
大変重い役ではございますが、委員の皆様の御協力を頂きながら、できるだけ円滑  
に会議が運営できるように努力したいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたし  
ます。

それでは、議事を引き続き進めてまいります。

初めに、昨年度の当審議会答申に基づく下水道使用料及び農業集落排水処理施設使  
用料の改定状況について、事務局から説明をお願いします。

執行機関 (資料1に基づき、改定状況を説明)

会長 ただ今の事務局の説明について、委員の皆様方から何か御質問、御意見等はいりま  
すか。

ないようですので、続きまして、本年度は先ほど市長から交付された諮問書のとおり、「下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料を除く使用料、手数料」について審議を行うこととなります。

本日は、第1回目の審議会でありますので、まず、審議対象となる使用料及び手数料の概要や審議会の今後の進め方について、事務局から資料の説明を受け、審議会として共通理解を図っていきたく存じます。

それでは、資料の説明をお願いします。

執行機関 (資料2～8を一括して説明)

会 長 ありがとうございます。ただ今、事務局から資料の説明がありましたが、何か御質問、御意見等がありますか。

委 員 現在の使用料、手数料において、政策的な判断により額を決めているもの、例えば、水戸市は子育てしやすいまちを目指すということで、受益者負担率が基準を下回っていても、保育料については意識的に低い額を定めている、といったようなものはあるのでしょうか。

また、この審議会で答申した内容は、実際にはどの程度、使用料、手数料の見直しに反映されるのでしょうか。

執行機関 資料4の「受益者負担の適正化の検討の観点について」を御覧ください。

この資料に、受益者負担率の乖離に特別な事情はないかという記載がございますが、政策的な判断により基準と乖離した額を定めているということは、これに該当します。後日、担当課へヒアリングを行うこととなりますが、その際に、このようなことも聴いていただき、その上で改定するかどうか判断していただければと考えております。

また、頂いた答申がどの程度、実際の改定に反映されるかということですが、審議会から答申を頂いた後、市の執行部内で、答申に基づいてどのような改定を実施すべきなのか、検討をさせていただくこととなります。

例えば、今年度改定した下水道使用料のように、答申いただいた内容は改定率が2桁でありましたが、執行部内で検討して1桁の改定率にした事例もございます。

なお、資料8には過去の審議会の答申と改定内容を示しておりますので、御参照をお願いいたします。

委 員 例えば、国体までは体育施設の使用料は無料にする、というような政策的な判断があるのならば、体育施設使用料の改定について、せっかくこの審議会で議論してもあまり意味がないような気がします。

審議会としてはそのような判断があるものについては、事前に把握する必要があると考えております。審議会での協議が終わった後で、実はこうでした、というようなことは避けたいです。

会 長 そうですね。できればヒアリングでそのようなこともオープンにさせていただいて、

審議会の議論に反映できればと考えております。

その他に何かありますか。

委員 資料3に、サービスの種類に対応した受益者負担率の基準が記載されていますが、この基準について、これまでの審議会で議論したことはあるのですか。

執行機関 平成16年度に開催した第1回の審議会で、初めて水戸市全体の使用料、手数料の見直しについて検討を行いました。その際に、施設やサービスの様々な特性を踏まえ、このような5段階の基準を設けるほうが市民からの理解を得られやすいであろう、ということで定めたものでございます。

10年前に定めた基準でございますので、時代の変化などを踏まえ、施設ごとの受益者負担率の基準を見直すという議論もあり得るものと考えております。

委員 例えば市民センターは、受益者負担率の基準が0%に設定されていますが、市民センターのホールなどは体育施設的な使用がなされている場合があります、そうすると、施設の傷みがかなり早く進んでしまいます。

一方で体育施設の受益者負担率の基準は50%に設定されています。同じような使われ方をされているのに、市民センターの基準は0%でもいいのかどうか。基準の見直しを検討してもいいのかと思っています。

執行機関 現在、使用料を徴収していない施設については、資料5の「使用料及び手数料一覧」のリストには入っていません。

しかし、市民センターのようにリストにはなくてもヒアリングすることは可能でありますので、議論の対象としていただければと考えております。現在は無料の施設を有料にするという議論もあり得ると考えております。

会長 資料4に負担率の基準は適正かということが明記されているとおり、資料3の基準の見直しについても、次回以降、議論が可能だと考えております。

ほかに御意見等がありますか。

それでは、本年度の使用料等審議会につきましては、事務局から説明があったとおり、進めてまいりたいと思います。

これをもちまして、本日の審議会の議事は全て終了となります。

さて、次回の審議会においては、審議会のヒアリング対象とする使用料等の決定を行ってまいります。

答申に向けて今後議論を進めていく上で、重要な決定を行う回となりますので、お忙しいところ大変申し訳ありませんが、委員の皆様には、今回配付された調書にお目通しをいただき、どの使用料、手数料を検討対象とすべきなのか、考えておいていただきたいと存じます。

今後とも、委員の皆様の御協力を頂きながら、議事進行を円滑に進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そのほか、事務局から何かありますか。

執行機関 次回の審議会につきましては、お手元に配付してあります通知のとおり、9月2日  
金曜日の午前9時30分から、この南側臨時庁舎3Fの大会議室で開催いたします。

なお、本日配付いたしました資料につきましては、次回の審議会でも使用しますので、お手数をおかけして大変申し訳ありませんが、各自御持参くださるようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。